

社会福祉法人新座市社会福祉協議会日常生活自立支援事業（福祉サービス利用
援助事業）運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等判断能力が不十分な者等に対して、福祉サービスの利用援助、生活費、日用品等の代金支払い等に伴う預金の払い戻し、書類等の預かり援助（以下「援助等」という。）を行うことにより、その者の権利を擁護する日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施）

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人新座市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

2 社協は、埼玉県日常生活自立支援事業実施要綱により埼玉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）と契約を締結し、この事業を実施するものとする。

（事業の対象者）

第3条 事業の対象者は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

- (1) 新座市内に住所を有する者
- (2) 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な者
- (3) 契約締結能力を有している者

2 事業の対象者は、居宅において生活している者に限られないものとする。また、契約が可能な判断能力を有していないと判断された者については、成年後見人の利用により、事業の対象者となり得る場合があるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市社協会長が必要であると認めたときは対象者とする事ができる。

（援助等の内容）

第4条 援助等は、次に掲げるもののうち契約書に定めたものとする。

(1)福祉サービス利用援助

- ① 福祉サービスを利用し、又は利用を止めるために必要な手続き
- ② 福祉サービスの利用料を支払う手続き
- ③ 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
- ④ その他福祉サービスの利用に関し、必要と認められるもの

(2)日常的金銭管理サービス

- ① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
- ② 医療費を支払う手続き

- ③ 税金、社会保険料又は公共料金を支払う手続き
- ④ 日用品等の代金を支払う手続き
- ⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き
- ⑥ その他日常的な金銭管理に関し、必要と認められるもの

(3)次に掲げる書類等の預かりサービス

- ① 年金証書
- ② 保険証書
- ③ 預貯金の通帳
- ④ 不動産の権利証
- ⑤ 契約書類
- ⑥ 実印及び銀行印
- ⑦ その他社協会長が適当と認めた書類（カードを含む。）

2 (2)及び(3)の選択事業は、(1)の福祉サービス利用援助と併せて行うものとする。

(援助等の利用申込み)

第5条 援助等の利用申込みをしようとする者は、福祉サービス利用援助事業利用申込書兼個人情報の取扱いに関する同意書（様式第1号）を社協会長に提出するものとする。

(援助の決定等)

第6条 社協は、前条の利用申込みを受けたときは、希望する援助等の内容、認知症又は障がいの程度、判断能力の程度等を調査し、把握するものとする。

2 社協は、前項の把握した内容により、事業の対象者の要件に該当すると認めた場合には、支援計画を策定した上で契約を締結し、該当しないと認めた場合には、福祉サービス利用援助事業利用申込結果通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

3 社協は、第1項の把握した内容により、契約に必要な判断能力に疑義が生じた場合には、県社協契約締結審査会（以下「審査会」という。）に諮り、審査会の意見を踏まえて対応するものとする。

(支援計画の策定)

第7条 社協は、事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人（以下「利用者」という。）の意向を十分確認し、援助等の具体的内容や実施頻度等を記入した支援計画を策定する。

2 支援計画の策定に当たっては、必要により関係機関の連携協力を得るものとする。

(契約の締結等)

第8条 社協は、策定した支援計画が契約内容の一部であることを利用者に説明し、これらの内容について理解を得た上で契約を締結するものとする。

2 社協は、契約締結後においても、定期的に利用者の状況を確認し、支援計画の見直しを行うものとする。

3 社協は、第1項の契約の締結及び前項の支援計画の見直しをするときは、県社協の同意を得るものとする。

4 社協は、契約内容と利用者の判断能力との関係において、契約の継続に必要となる対象者の要件に疑義が生じた場合には、審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。審査会が契約内容の見直しが適当と認めた場合には、利用者の同意を得て、見直すものとする。

(生活支援員)

第9条 社協は、契約内容及び支援計画により生活支援員（以下「支援員」という。）の派遣を行うものとする。

2 支援員は、社協会長が委嘱する。

3 支援員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

4 補欠により就任した支援員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 支援員は、次の役割を担うものとする。

(1) 利用者又は利用予定者宅等への社協職員との同行訪問等状況把握への協力に関すること。

(2) 第4条の援助等のうち、契約書に定め、支援計画で支援員の担うことが適当としたサービスの提供及び報告に関すること。

(3) その他支援員の活動に関すること。

6 支援員は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行するものとする。

(契約の終了)

第10条 社協は、次の各号に該当したときは、サービスの援助を終了するものとする。

(1) 契約期間が満了したとき。

(2) 利用者又は後見人（以下「利用者等」という。）から契約解除の申出があったとき。

(3) 利用者が死亡したとき。

(4) 社協が契約の終了を適当と認め、県社協の同意を得たとき。

2 社協は、前項の規定により当該契約を終了したときは、契約終了のお知らせ（様式第3号）により利用者等に通知するものとする。ただし、利用者が死亡し、かつ、後見人がない場合には、通知をしないものとする。

(書類等の預かり及び引き渡し)

第11条 社協は、書類等を預かる場合は、あらかじめ同意を得た保管財産引受人を指

定するものとする。

2 契約終了後は、利用者等に引き渡すこととする。

(利用料)

第12条 利用者は、別表に定める料金を負担するものとする。

(秘密の保持)

第13条 事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分に配慮し、業務を行うに当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 その他事業の実施上必要な事項は、事業に関する厚生労働省及び県社協通知等の定めるところによる。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、社協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

別表（第12条関係）

利用料は、次のとおりとする。

- （1）福祉サービス利用援助及び日常的金銭管理サービスは、次の表の基本料と時間利用料の合計とする。

利 用 料	単 価	
基本料	1回の援助について、400円 通帳を預かっている場合は、1回800円	
時間利用料	1時間未満	800円
	1時間以上1時間30分未満	1,200円
	以降30分ごと	400円

- （2）書類等預かりサービスは、次の表の手数料と利用料の合計とする。

手数料	年額2,000円（年単位とし、日割計算は行わない。）
利用料	月額 500円（月単位とし、日割計算は行わない。）

- （3）生活保護世帯は、利用料を免除する。

- （4）契約書に定めた生活支援員の活動に要する移動のための経費の実費は、利用者が負担する。

福祉サービス利用援助事業利用申込書 兼 個人情報の取扱いに関する同意書

（提出先）

社会福祉法人新座市社会福祉協議会 会長

サービスの利用を申し込みます。

あわせて、「社会福祉法人 新座市社会福祉協議会個人情報保護に関する基本方針」に基づき、個人情報を取扱うことに同意します。

ふりがな 氏 名	
	印
住 所	〒
電話番号	()
生年月日 / 年齢	明治 大正 昭和 平成 年 月 日 / 歳

【代筆者】

代 筆 者 名	申込者との関係・関係機関名

※ 個人情報の利用目的

認知症高齢者や精神障がい者、知的障がい者などで判断能力が不十分な方が在宅や施設等で自立生活できるよう促進を図ることを目的とする。

様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

様

社会福祉法人新座市社会福祉協議会
会 長

福祉サービス利用援助事業
利用申込結果通知書

平成 年 月 日付であなたから利用申込みがありました事業につきましては、
実施できませんのでご了承ください。

（利用者名）

様

社会福祉法人新座市社会福祉協議会
会 長 印

契約終了のお知らせ

平成 年 月 日付で契約を締結いたしました福祉サービス利用援助契約を、終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 終了の日 : 平成 年 月 日

2 終了の理由 : (いずれかに○をする)

・入院・入所のため

・移転のため

・その他

[]

【お問い合わせ先】

社会福祉法人新座市社会福祉協議会

住所 新座市野火止 1 - 9 - 54

電話番号 048-480-5705

専門員